平成２３年（フ）第４８８７号
大阪市住之江区南港中４丁目２番11―1409号
債務者　田口　忠行
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８９号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　大野木秀治
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９２号
大阪府門真市末広町16番16号
債務者　堀口真由美（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９６号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目16番８号
北畑文化住宅302号
債務者　福島　淑惠（旧姓峯山）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９８号
大阪府豊中市北条町３丁目５番12―303号
債務者　樽尾美智子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９００号
大阪府茨木市松ケ本町６番37―116号
債務者　菅野　良子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８号
大阪府富田林市緑ケ丘町１番２―201号、前住所東京都豊島区北大塚３丁目５番14号　ロジュマン銀嶺103号
債務者　長浜　眞樹
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
堺市南区原山台３丁１番14―108号
債務者　山口　広道
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
堺市南区原山台１丁５番２号棟906号、申立時及び住民票上の住所大阪府河内長野市南貴望ケ丘５番17号
債務者　三匠建設こと　川口　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６８９号
堺市東区日置荘西町６丁36番15号
債務者　田中　理恵
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
大阪府羽曳野市島泉２丁目３番13号　リバーサイドヒロハイム101号室
債務者　松本　靖子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３３号
堺市南区竹城台４丁２番３―209号、前住所堺市南区和田366番地14
債務者　松島　祐子（旧姓田之畑）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
大阪府羽曳野市島泉９丁目１番４号
債務者　岡田　正巳
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７５６号
大阪府羽曳野市島泉９丁目１番４号
債務者　岡田　千鶴
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７６７号
大阪府羽曳野市古市５丁目３番24号　ハイム城山２号館205号、外国人登録原票上の住所大阪市生野区生野東１丁目８番16号
債務者　呉本寛将こと　呉　　寛将
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７０号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2247番地の３　パークヒルズオーカ208号
債務者　小林文奉こと　金　　文奉
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９３号
堺市北区南長尾町３丁１番７―202号
債務者　山田久美子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係